

通関業者の皆さまへ 「違和感」が密輸摘発の第一歩です



大阪税関 密輸対策管理官

大阪税関は、輸入禁止物品の流入防止、テロ対策、マネー・ローンダリング対策を強化しています。
通関業務の現場で感じる「なんとなく怪しい」「依頼内容に違和感がある」といった気付きは、密輸取締りの重要な手掛かりになります。

こんな情報が重要です

- ▶ 過去に依頼を断った輸入者
- ▶ 貨物内容の説明が不自然
- ▶ 取引実態が不明確
- ▶ 通常と異なる不審な要望

情報提供先

密輸110番
0120-461-961

密輸対策企画室
06-6576-3139

あなたの一報が、水際対策を強くします。